

令和8年2月19日 開会

令和8年2月19日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

令和 8 年 2 月 定 例 会

1 会 期 1日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月19日	木	14:00	○開 会 ・議席指定 ・会期決定 ・会議録署名議員の指名 ・諸報告 ・広域連合一般に対する質問 ・第1号議案～第5号議案 上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ○閉 会

目 次

2月定例会議案等	2
2月定例会一般質問項目表	3
2月定例会議案質疑項目表	4

【2月19日（木）】

●開会	7
●議席指定	7
●会期決定	7
●会議録署名議員の指名（山口寛敏議員、平野達矢議員）	7
●諸報告	7
●広域連合一般に対する質問	7
◎土淵茂勝議員	7
「1 国への要望について」	
◎答弁者：實松尊徳広域連合長	
●第1号議案～第5号議案	
○上程	9
○提案理由説明（◎實松尊徳広域連合長）	9
○質疑	10
◎土淵茂勝議員	10
「1 第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 出産育児支援金拠出金 173,503千円」	
◎答弁者：副事務局長兼総務課長（竹下徹）	
「2 第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 子ども・子育て支援納付金拠出金 347,573千円」	
◎答弁者：業務課長（山中真寿美）	
○討論	12
○採決	12
●議決事件の字句及び数字等の整理	13
●閉会	13
〔当日配付資料〕	
・議席表	14
・諸報告	15

● 2 月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第 1 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例	令和 8 年 2 月 19 日 可決
第 2 号議案	令和 7 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第 2 号）	令和 8 年 2 月 19 日 可決
第 3 号議案	令和 7 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第 4 号）	令和 8 年 2 月 19 日 可決
第 4 号議案	令和 8 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	令和 8 年 2 月 19 日 可決
第 5 号議案	令和 8 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算	令和 8 年 2 月 19 日 可決

報告書等	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和 8 年 2 月 19 日 決定

一般質問項目表

○ 一般質問

令和8年2月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	土 淵 茂 勝	一問一答	1 国への要望について

議案質疑項目表

○ 議 案 質 疑

令和8年2月定例会

質疑順	氏 名	質 疑 事 項
1	土 淵 茂 勝	<p>1 第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 歳出 5款 支払基金拠出金 1項 支払基金拠出金 1目 出産育児支援金 出産育児支援金拠出金 173,503千円</p> <p>2 第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 歳出 5款 支払基金拠出金 1項 支払基金拠出金 2目 子ども・子育て支援納付金 子ども・子育て支援納付金拠出金 347,573千円</p>

令和8年2月19日（木）

令和8年2月19日(木)

午後2時00分～午後2時39分

出席状況

議席番号・議員氏名		議席番号・議員氏名	
1. 江口 孝二	○	12. 増田 紀之	○
2. 吉岡 英允	○	13. 水山 洋輔	○
3. 土淵 茂勝	○	14. 光岡 実	○
4. 江口 正勝	○	15. 中村 和典	○
5. 今泉 藤一郎	○	16. 松尾 初秋	○
6. 山口 寛敏	○	17. 前田 邦幸	○
7. 大石 安弘	欠	18. 中島 慶子	○
8. 平野 達矢	○	19. 西依 義規	○
9. 大川 隆城	○	20. 古藤 宏治	○
10. 松石 信男	○	21. 西岡 真一	○
11. 森田 浩文	欠	22. 永淵 史孝	○

【凡例】 会議時間:14:00～14:39 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	實松 尊徳	副広域連合長	坂井 英隆
副広域連合長	水川 一哉	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	馬場 文則	副事務局長兼総務課長	竹下 徹
業務課長	山中 真寿美		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉持 直幸	副局長	石岡 直樹
書記	寺崎 博隆	書記	江崎 智恵
書記	江頭 優貴		

本 日 の 案 件

- 開会
- 議席指定
- 会期決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸報告
- 広域連合一般に対する質問
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決
 - 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第2号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 第3号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
 - 第4号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 閉会

● 開 会

◇議長(永渕史孝議員)

ただいまから、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

● 議席指定

◇議長(永渕史孝議員)

それでは、議席の指定を行います。

嬉野市の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた1名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定します。〔議席表(14ページ掲載)〕

● 会期決定

◇議長(永渕史孝議員)

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◇議長(永渕史孝議員)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長(永渕史孝議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、山口寛敏議員、平野達矢議員、この2名を指名します。

● 諸報告

◇議長(永渕史孝議員)

次に、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより承知をお願いします。〔諸報告(15ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(永渕史孝議員)

次に、広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○土渕茂勝議員

皆さんこんにちは。御苦労さまです。早速、質

問に入りたいと思います。

医療費の引上げについて、それに関連して質問をいたします。

後期高齢者医療制度が始まってから、今年で18年目になります。75歳以上の高齢者を国保から切り離すという世界に例を見ない制度は、高齢者の生きづらさを大きくしていると思います。

医療費の窓口負担も、当初現役並みの所得の方は3割負担、それ以外は1割負担ということで始まりましたが、令和4年には一定以上の所得がある方の2割負担が始まり、十分な医療ができなくなってきているというふうに思います。

令和8年度からの保険料平均の引上げ額2万1,414円は、これまでの中で最大の引上げ幅となっており、このままで進めば、制度の破綻は目に見えております。

そこで、広域連合長に要望をいたします。

1つ目に医療費負担割合を増やすこと、2つ目に高額療養費の自己負担限度額を引き上げないこと、3つ目にOTC類似医薬品の保険適用除外を行わないこと、以上の3点を全国後期高齢者医療広域連合協議会として取り上げて、国に求めているだけだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○實松尊徳広域連合長

土渕茂勝議員の御質問にお答えをしたいと思います。

全国後期高齢者医療広域連合協議会から3項目について取り上げて要望するよというこでの御質問をいただきました。

まず1つ目の国の医療費負担割合を増やすことについてでございますけれども、近年の物価高騰や人件費の増大等を踏まえ、診療報酬のプラス改定が行われたところでございます。

加えて、後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の急増や医療の高度化等によって、医療給付費は今後も増加していくことが見込まれております。

このような状況の下、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、制度の持続可能性と安定的な保険財政運営を確保するため、医療給付費における

定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援の拡充について、毎年継続して要望しているところがございます。引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

また、高額療養費の自己負担限度額を引き上げないこと、また、OTC類似医薬品の保険適用除外を行わないことにつきましては、医療給付費が増加を続ける中、後期高齢者医療制度のみならず、国民皆保険制度全体の持続可能性を確保する観点から、全世代対応型社会保障制度の構築に向けた議論が進められているところであります。

私自身も年齢にかかわらず、負担能力に応じた負担を求めるという考え方については一定の理解を示しており、また、保険給付費抑制のための対策は必要であると考えているところでございます。

しかしながら、制度の見直しに当たっては被保険者、とりわけ高齢者の生活実態に十分配慮し、負担増が急激かつ過度なものとならないよう、慎重かつ丁寧な議論を行うことが重要であると考えております。

このため、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望活動や社会保障審議会医療保険部会のおきまして、被保険者の実情に十分配慮した制度設計となるよう、これまでも申し上げてきているところであり、今後も引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

私からは以上でございます。

○土淵茂勝議員

1点目については、今後とも申入れをしていくという答弁をいただきました。

2番、3番については、ちょっとよくその申し入れをするというふうにはちょっとなかったんじゃないかと思っておりますけれども、昨年、高額療養費の自己負担限度額を引き上げるという、それは多くの国民の間から声が上がって、当時の石破内閣はこれを断念しました。そういう意味でも、改めて広域連合として声は出していく必要があるんじゃないかと。

もう一つは、OTC類似医薬品の保険適用除外についてなんですけど、これがされれば、いわゆる風邪薬とか、それからアトピー性皮膚炎、そう

いった薬が保険適用外になった場合には、民間の医薬品、いわゆる民間のところから買わなきゃならないと。そうなる高い値段になるということはおもう承知ですよね。

そういう意味でも、改めて今、高額療養費の自己負担限度額を引き上げないこと、それから、OTC類似医薬品の保険適用除外を行わないことは、私は切実な願いだと思います。

そういう意味で、率直に広域連合としてこのことを上げていただきたいと思っておりますけれども、改めて確認したいと思っております。

○實松尊徳広域連合長

土淵議員の再質問にお答えしたいと思います。

私も後期高齢者の皆様の状況を踏まえて、審議会等でもしっかりと御意見を申し上げております。

1つのポイントは、例えば、後期高齢者の皆様になりますと、年金で生活しておられる方々も多数いらっしゃると思います。年金のみで生活されておられる方々も多数いらっしゃるということで、高齢者の方々の特性、そうやって年金暮らしであること、あるいは病気になられる可能性が非常に高く、病院にかかれる機会も多くなること、そういったことを踏まえて、社会保障制度をしっかりと考えてほしいし、自己負担の部分も考えていただきたいということを申し上げております。

そういうことを申し上げていく中で、私が一つポイントとしているのは、そう言いながらも、負担を上げなくて、今、社会保障制度が維持できるのかということももう一つの課題として私は認識をしております。全世代型でこの社会保障制度を運営していくということを考えた場合には、所得に応じた一定の負担はやはりやむを得ないのではないかと考えております。

このため、私からは、この負担増になる分が急激に、あるいは過度に負担増にならないよう、後期高齢者の皆様の特性に応じた負担の在り方を考えてほしいということを申し上げておきまして、これを引き続き、国といいますか、厚生労働省への要望活動のとき、あるいは審議会での委員としての意見を申し上げる際にはしっかりと行っていただきたいということでございます。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

十分に連合会のほうでも話題にさせていただいて、検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

◇議長(永淵史孝議員)

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって、広域連合一般に対する質問は終わります。

● 議案上程

◇議長(永淵史孝議員)

次に、第1号議案から第5号議案までの議案を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○實松尊徳広域連合長

本日、令和8年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、後期高齢者医療制度に係る近況を御報告申し上げますとともに、今議会に提案しております諸議案につきまして、順次御説明いたします。

さて、私も参画しております厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会における、昨年議論内容について、少し触れさせていただきます。

当部会におきましては、1、セーフティーネット機能の確保、2、現役世代及び次世代の支援強化、3、世代内及び世代間の公平性の確保、4、必要な医療の提供と効率的な給付の推進、以上4つの視点を踏まえ、議論が進められました。

特にセーフティーネット機能の確保の観点からは、高額療養費の限度額の引上げに加え、高齢者医療における外来特例の見直しについても議論が行われております。

また、世代内及び世代間の公平性の確保においては、全世代型社会保障制度の理念の下、現役世代の保険料負担を抑制しつつ、世代内及び世代間の公平性を確保する観点から、高齢者医療における負担の在り方についても議論が重ねられております。とりわけ、窓口負担割合の見直し、具体的には3割負担や2割負担の対象者の拡大等が議論の中心となっております。

私自身も、年齢にかかわらず能力に応じた負担を求めるといった考え方には理解を示しておりますが、その一方で、高齢者の収入構造や、複数の疾患を抱えやすいという特性を踏まえ、高齢者の負担の増加が急激かつ過度なものとならないよう、慎重かつ丁寧な議論が必要である旨を申し上げているところでございます。

それでは、今議会に提案いたしております議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、令和8年度及び9年度の保険料率に関する事項を定めるため、提案するものでございます。

今回の保険料率改定につきましては、被保険者の均等割額を6万8,700円、所得割率を11.79%とし、これまでの保険料率から均等割額、所得割率ともに大幅な引上げとなっております。

その要因といたしましては、高齢化の進行や医療の高度化による医療給付費の増大に加え、診療報酬の引上げ、保険制度改革に伴う高齢者負担率の上昇や子ども・子育て支援金制度の創設などの影響を見込んでいることによるものでございます。

保険料率の算定に当たりましては、保険料上昇を抑制するための財源として、県に設置されております財政安定化基金を活用する措置を講じておりますが、本年度の保険料剰余金が見込めないことなどもあり、令和6・7年度の改定に続き、保険料率を上げざるを得ない算定結果となったところでございます。

保険料賦課限度額につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、現行の80万円から85万円へ引き上げるものでございます。

また、低所得者に対する保険料均等割の軽減基準につきましては、軽減対象を拡充する見直しが行われておりますことから、所要の改正を併せて行うものでございます。

次に、第2号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)につ

いてでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ291万7,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ2億3,482万5,000円としております。

今回の補正の主な内容は、派遣職員給与負担金の増額及び前年度事業費負担金の余剰分の精算に伴い、市町の共通経費負担金を調整するものでございます。

次に、第3号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ7億4,443万4,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ1,458億9,108万5,000円としております。

今回の補正の主な内容は、療養給付費や高額療養費などの保険給付費の増額でございます。そのほか、予算の執行見込みによる減額及び前年度事務費負担金剰余分の精算などにより、歳入歳出の調整を図るものでございます。

続きまして、第4号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億3,656万6,000円であり、本広域連合事務局の管理運営に係る所要の経費を計上しております。前年度当初予算と比較して970万8,000円、率にして4.3%の増となっております。

最後に、第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,516億6,422万7,000円であり、前年度当初予算と比較して78億8,631万4,000円、率にして5.5%の増となっております。

歳出の大部分を占める医療給付費につきましては、来年度の平均被保険者数を約14万1,000人、1人当たり医療給付費を約105万9,000円と見込み、医療給付費を含む第2款保険給付費として、前年度比5.3%増の1,499億4,681万1,000円を計上しており、構成比は98.9%となっております。

また、出産育児支援金及び子ども・子育て支援

納付金である第5款支払基金拠出金として、5億2,107万6,000円を計上しており、構成比は0.3%となっております。

以上、今回提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(永渕史孝議員)

これより、本案に対する質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許可します。

○土淵茂勝議員

早速、支払基金拠出金について質問をいたします。

まず、出産育児支援金につきまして、補正前の金額8,878万1,000円が、今回、1,407万2,000円減額されております。

理由として、負担する金額が減となったと説明されています。なのに、令和8年度予算には、前年度当初の2倍を超える金額1億7,350万3,000円が計上されています。

増加の要因として、後期負担割合の激変緩和措置の終了だと説明されましたが、そのような措置について、これまで説明は一切なかったと思います。そのような文書があれば提出を求めます。同時に、後期全体の負担が260億円になった理由を説明してください。これは保険料引上げの要因になっていると考えますが、どうですか。

この制度は、後期高齢者が対象となることなく、制度になじまない違法な支出ではありませんか。出生数も上がっておらず、成果も出ていないと考えますが、どうですか。

次に、今回新たに全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築という美名の下に、子ども・子育て支援金3億4,757万3,000円が計上されていますが、こちらでも保険料引上げの要因となっています。これがどのように使われるのか、具体的に説明を求めます。

また、こちらの制度も後期高齢者は対象になっておらず、制度になじまない違法な支出となるのではないかと考えますが、どうですか。

こうした制度は国が独自にやることで、被保険者に負担を求めるのは筋違いではないでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○副事務局長兼総務課長(竹下徹)

1項目めの出産育児支援金拠出金についてお答えいたします。

出産育児支援金拠出金は、出産育児一時金等の概算額を基に、広域連合ごとに決定された拠出金を支払い、翌々年度に全国の実績に基づいた精算が行われる制度となっております。

今回の減額補正の件といたしましては、令和7年度当初予算において、国から示された概算額により予算措置を行っておりましたが、前年度の実績見込みや制度運営状況を踏まえた精査により、国から概算額の減額が示されたため、それに基づき補正を行うものでございます。

また、令和8年度予算で令和7年度予算の2倍となる金額の要因でございますが、出産育児支援金につきましては、全ての保険者が支払う出産育児一時金等の約7%相当分を後期高齢者医療制度で負担する仕組みとなっております。

制度創設時の法令においては、本則で7%を基本とする割合を負担することと規定されておりますが、令和6・7年度においては、時限的な激変緩和措置として、負担額を2分の1の額とする規定がございました。

令和8年度からは、この2分の1の額とする軽減措置が終了したことに伴い、国の概算提示額が令和7年度の130億円から260億円へ増額されましたので、予算額は前年度当初予算額の約2倍となる1億7,350万3,000円となっております。この増額は制度上の仕組みに基づくものであり、任意の増額ではございません。

一方、令和6・7年度の保険料改定時の本広域連合の説明におきましては、当該年度の保険料水準や実際の影響額を中心とした説明となり、出産育児支援金の将来見通しとして、令和8年度以降に本則割合となる点など十分に言及していなかった点はあったかと考えております。

今後は、制度の本則や経過措置、その後の見直しなどについても、より分かりやすい説明に努め

てまいります。

出産育児支援金も、保険料上昇要因の1つとなっており、令和8年度予算では1人当たり平均約400円の上昇となっております。

出産育児支援金は、各広域連合が被保険者数に応じて負担するものであり、子ども・子育て支援金のように個別に支援金分として算定されているものではないため、保険料の1人当たりの影響額は、平均でしかお示しすることはできません。

なお、出生数や効果につきましては、制度趣旨に沿った施策評価や、国の指標に基づき、国のほうで評価がなされるものと考えておりますので、引き続き確認をしております。

以上、お答えといたします。

○業務課長(山中真寿美)

2項目めの子ども・子育て支援納付金への御質問についてお答えします。

子ども・子育て支援金制度は、少子化、人口減少が深刻化する中で、子育て世帯だけではなく、全世代及び全経済主体が社会全体で子ども・子育てを支えるという観点で策定された子ども未来戦略加速化プランを財政面から支える新制度となります。

具体的な支援金の使途としましては、子ども・子育て支援法に定められた給付となり、所得制限の撤廃や対象年齢を延長した児童手当の拡充や、妊娠届出時などに給付を受けられる妊婦のための支援給付、出生後の育児のための休業や時短就業した場合に賃金差額の一部を補填する出生後休業支援給付や育児時短就業給付などがあります。

この子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料への影響額は、1人当たり平均2,000円の増となっております。

将来の現役世代となる次世代の育成は、健康保険制度の持続可能性を確保する観点からも重要であり、制度の存立基盤に関わる重要な受益であるという考えの下、出産育児支援金及び子ども・子育て支援金の負担につきましては、子ども・子育て支援法や高齢者の医療の確保に関する法律など、法令に明確に規定されております。

このことから、後期高齢者医療制度から出産育

児支援金及び子ども・子育て支援納付金を拠出するものでございます。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

出産育児支援金の2倍化について十分な説明がなかったということを確認いたします。同時に、文書の提出を求めましたけれども、そのことにも触れられておりません。私は、そういう意味では、この2倍化は撤回するべきだということを指摘いたします。

悪法は悪法でも、法は法であるという言葉もあります。悪法は法なりと。そういう位置づけで私は今質問しております。違法な支出ではないとの答弁でしたが、しかし、それで高齢者の負担が二重、三重にも増えて苦しんでよいということにはならないと思います。

現役世代もいずれは後期高齢者になります。今の現役世代の低賃金、40%近い非正規の状況を考えれば、高齢になったときに最も深刻になることは目に見えているのではないのでしょうか。人口増や子育て支援は必要な課題です。それを各被保険者に負担を求めるのではなく、国が責任を持って予算を組まない限り解決しない課題だということを指摘して質問を終わります。

同時に、先ほどのいわゆる説明不足と、それと文書は提出できないということで確認していいんですか。

○副事務局長兼総務課長(竹下徹)

2年前の6・7年度の改定時には、被保険者の皆様に制度改正のお知らせをお渡ししております。その中に、出産育児支援金の2年間軽減であるという部分については記載がございますので、その分につきましては提出をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

私が質問したのは、広域連合の議会でそういう説明が十分されたのかということと、そういう文書があるのかということをおはさっき質問しました。後でそれを知らせたからといって、そのことを認めなさいということはおかしいん

じゃないかというふうに思います。

ということで、撤回を下さいと言いましたけど、そこはできないでしょうけども、しかし、そういう問題じゃないかと。もうちょっと緊張を持って進めてほしいということをお言ひして、質問を終わりたいと思います。

◇議長(永淵史孝議員)

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって議案に対する質疑は終わります。

● 討 論

◇議長(永淵史孝議員)

なお、本案に対する討論については通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長(永淵史孝議員)

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次採決します。

まず、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第1号議案は可決されました。

次に、第2号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第2号議案は可決されました。

次に、第3号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第3号議案は可決されました。

次に、第4号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第4号議案は可決されました。

次に、第5号議案 令和8年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第5号議案は可決されました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（永渕史孝議員）

ここでお諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 閉 会

◇議長（永渕史孝議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時39分 閉 会

[当日配付資料]

議 席 表

(令和8年2月19日)

(鹿島市) 中村議員	(武雄市) 松尾議員	(伊万里市) 前田議員	(多久市) 中島議員	(鳥栖市) 西依議員	(唐津市) 古藤議員	(佐賀市) 西岡議員	(佐賀市) 永瀨議員
15	16	17	18	19	20	21	22
(みやき町) 大石議員	(みやき町) 平野議員	(上峰町) 大川議員	(基山町) 松石議員	(吉野ヶ里町) 森田議員	(神埼市) 増田議員	(嬉野市) 水山議員	(小城市) 光岡議員
7	8	9	10	11	12	13	14
		(太良町) 江口孝二議員	(白石町) 吉岡議員	(江北町) 土淵議員	(大町町) 江口正勝議員	(有田町) 今泉議員	(玄海町) 山口議員
		1	2	3	4	5	6

議席の指定

水山 議員 (13番)

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和7年11月25日から令和8年2月18日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

11月27日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度10月分)

12月24日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度11月分)

1月30日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度12月分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 永 淵 史 孝

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 口 寛 敏

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 平 野 達 矢

会 議 録 作 成 者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸